○熊本県五木村振興推進条例

(平成20年12月22日条例第69号)

改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 28 号 令和 4 年 12 月 27 日条例第 49 号 熊本県五木村振興推進条例をここに公布する。

熊本県五木村振興推進条例

昭和41年に発表された川辺川ダム建設計画においては、五木村は村の中心部の 移転を余儀なくされ、村を挙げての反対運動が激化するなど、大きな混乱を招き、 五木村は疲弊の一途をたどることとなった。

これ以上の村の衰退を防ぎ、何より下流域の方々の命と財産を守るため、五木村は、平成8年に、川辺川ダム本体工事の着工に同意する協定を締結し、ダムを受け入れるという苦渋の決断に至った。

しかしながら、ダムを前提とした村づくりを進める中、下流域を中心に川辺川 ダム反対運動が広がり始め、再び、川辺川ダム問題は地域を分断する問題へと発 展した。そうした状況の中、平成20年に熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤 回を表明し、平成21年には国土交通大臣により川辺川ダム建設の中止が表明さ れた。

五木村は、川辺川ダム建設中止という国及び県の政策転換により、村の振興の 方向性の転換を余儀なくされることになった。

このため、国、県及び五木村は、生活再建事業や基盤整備、さらには観光振興、 移住・定住の促進など、ダムを前提としない新たな村づくりに懸命に取り組んで きた。その結果、これまで一定の成果も出ているものの、依然、人口の流出や高 齢化に歯止めがかからない状況となっている。

そのような状況の中、令和 2 年 7 月、これまでに経験したことがないような豪雨が発生し、五木村を含む球磨川流域を中心に大きな被害をもたらした。これを受け、国及び県は二度とこのような被害を起こさないよう、球磨川流域の安全・安心の確保に向け、川辺川の新たな流水型ダムが盛り込まれた球磨川水系河川整備計画を策定した。

このことで、五木村は、再度、村の振興の方向性の転換を強いられ、村の混乱、 疲弊は極限に達している状況となっている。

このため、国及び県は、半世紀以上にわたり、ダム問題に翻弄され続けてきた 五木村の苦難の歴史を受け止め、下流域の安全のため、苦渋の決断を受け入れて きた五木村への感謝の思いと共に、新たな村の振興に最大限努力していく責務 がある。

ここに、五木村の振興を県政の最重要課題と位置付け、その推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、川辺川ダム問題に長きにわたり翻弄され続けてきた五木村の振興を強力に推進することを目的とする。

(体制の整備)

第2条 県は、五木村の振興に取り組むため、必要な体制を整備するものとする。

(振興計画の策定及び推進)

第3条 県は、五木村の振興をより一層効果的に推進するための計画(以下「振興計画」という。)を国及び五木村と一体となって策定するものとする。

2 知事は、振興計画に掲げる取組を確実に推進するため、毎年度、その取組の進捗状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第4条 県は、振興計画を実施するため、必要な財政上の措置を最大限講ずるよう努めるものとする。

(国への要請)

第 5 条 県は、五木村の振興に係る課題が、国の施策及び予算へ反映されるよう、国に対して提案及び要請を行うものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後おおむね5年を超えない期間に、社会経済状況の変化等を勘案して、この条例について必要な見直しを行うものとする。

附 則(平成31年3月22日条例第28号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月27日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。